

答申第 518 号～第 522 号

平成 20 年 10 月 10 日

神奈川県教育委員会

委員長 平 出 彦 仁 殿

神奈川県情報公開審査会

会 長 堀 部 政 男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 20 年 1 月 17 日付けで諮問された特定の県立高校に係る文書存否応答拒否の件（諮問第 5 6 5 号）並びに平成 19 年 12 月 18 日付けで諮問された特定の県立高校に係る文書不存在の件（諮問第 4 4 1 号）及び平成 20 年 1 月 17 日付けで諮問された特定の県立高校に係る文書不存在の件（諮問第 5 6 0 号、諮問第 5 6 3 号及び第 5 6 4 号）について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

- (1) 実施機関が、別表1の対象文書欄に記載の行政文書は、その存否を答えるだけで、非公開情報を公開することとなるとして、公開を拒んだことは、妥当である。
- (2) 実施機関が、別表2の対象文書欄に記載の行政文書は存在しないとして、公開を拒んだことは、妥当である。

## 2 不服申立人の主張要旨

### (1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、神奈川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、別表1の決定年月日欄に記載の日付けで、同表の対象文書欄に記載の行政文書（以下「本件存否応答拒否文書」という。）について公開を拒んだ（存否応答拒否）処分（以下「本件存否応答拒否処分」という。）及び別表2の決定年月日欄に記載の各日付けで、同表の対象文書欄に記載の各行政文書（以下「本件不存在文書」という。）は存在しないとして、公開を拒んだ処分（以下「本件不存在処分」という。）の取消しを求める、というものである。

### (2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

- ア 各諮問案件に係る特定の状況等（以下「本件状況等」という。）は、職員の懲戒又は分限に係る重要な事故であり、明文化された行政文書が作成されなければならない。
- イ 本件状況等は特定人が内部告発制度を使用した件に係るものであり、本件不存在文書が存在しないことは納得できない。
- ウ 本件不存在文書が存在しないことは隠ぺい行為に当たる。
- エ 一県民として説明責任がなされていないと考える。

## 3 実施機関（教育局教職員課）の説明要旨

実施機関は、別表1及び2の非公開理由欄に記載の理由により、存否応答拒否又は文書不存在による公開拒否決定を行った。

#### 4 審査会の判断理由

##### (1) 審査会における審査方法

当審査会は、本答申に係る別表1及び2に記載の5件の諮問案件について、本件存否応答拒否文書及び本件不存在文書の内容、本件存否応答拒否処分及び本件不存在処分の内容並びに不服申立ての理由等の類似性を踏まえ、併合して調査審議した。

##### (2) 本件存否応答拒否文書について

###### ア 本件存否応答拒否文書について

本件存否応答拒否文書は、もし仮に存在するとすれば、特定の教諭（以下「本件教諭」という。）が特定人に対し、様々な内面への干渉及び不当労働行為を行ったことに関する特定の校長（以下「本件校長」という。）が教育委員会に提出した一切の文書並びに教職員課が本件校長に対して指示した内容が分かる文書である。

イ 不服申立人は、本件状況等は職員の懲戒又は分限に係る重要な事故であり、明文化された行政文書が作成されなければならない、本件存否応答拒否文書が存在しないことは不合理であると主張している。

一方、実施機関は、別表1の非公開理由欄に記載の理由により、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第8条の規定により本件存否応答拒否文書に係る公開請求（以下「本件存否応答拒否請求」という。）を拒んだと説明している。

###### ウ 条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人を尊重する観点から、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定している。

###### (ア) 条例第5条第1号本文該当性について

a 条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開とすることができると規定している。

したがって、同号本文は、明白にプライバシーと思われる個人に関する情報はもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるものも含めて非公開とすることを明文をもって定めたものと解される。

- b 本件教諭が特定人に対し、様々な内面への干渉及び不当労働行為を行ったか否かに関する情報（以下「565号行為情報」という。）は、特定の個人が識別され得る情報であることから、同号本文に該当すると判断する。

(イ) 条例第5条第1号ただし書該当性について

- a 条例第5条第1号本文に該当する情報であっても、同号ただし書アからエまでに該当するものは、公開するとされている。
- b 565号行為情報は、「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」又は「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」とは認められないので、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないと判断する。

エ 条例第8条該当性について

- (ア) 条例第8条は、「公開請求に対し、当該公開請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒むことができる」と規定している。

- (イ) 本件存否応答拒否請求は、本件教諭が特定人に対し、様々な内面への干渉及び不当労働行為を行ったことを前提にした請求であるため、本件存否応答拒否文書が存在しているか否かを答えるだけで、本件教諭が様々な内面への干渉及び不当労働行為を行った又は特定人が様々な内面への干渉及び不当労働行為を受けたか否かに関する情報が明らかとなり、条例第5条第1号に規定する非公開情報を公開することとなると解される。

したがって、本件存否応答拒否文書は、条例第8条に該当すると判断す

る。

(3) 本件不存在文書の存否について

ア 本件不存在文書は、大別して以下の(ア)～(エ)により構成される。

(ア) 諮問第441号、第560号、第563号及び第564号に係る特定の状況について教育委員会が本件校長に指示、指導又は処分を行ったことが分かる文書

(イ) 諮問第441号に係る特定の質問に対して教職員課が回答しない理由を明確にした文書

(ウ) 諮問第563号及び第564号に係る特定の状況について本件校長が特定の職員に対して指導等を行った文書

(エ) 諮問第560号に係る特定の状況について教育委員会が特定の職員に懲戒もしくは分限を行ったことが明確になった書面

イ 本件不存在文書は多岐にわたるが、本件不存在処分に係る不服申立人の主張は、本件状況等は職員の懲戒又は分限に係る重要な事故であり、明文化された行政文書が作成されなければならないという点又は本件不存在文書が存在しないことは納得できないという点で共通している。

一方、実施機関は、別表2の非公開理由欄に記載の理由により、本件不存在文書は存在しないと説明している。

ウ 上記ア(ア)の行政文書について

何らかの特定の状況について事実を確認した場合、指示、指導又は処分を行うか否かは、教育委員会が判断するものであると考える。

当審査会が確認したところ、教育委員会は公開請求時点において本件状況等について文書による指示、指導又は処分を行っておらず、上記ア(ア)の行政文書を作成していないとの実施機関の説明は納得できる。

エ 上記ア(イ)の行政文書について

当審査会が確認したところ、教育委員会は公開請求時点において諮問第441号に係る質問の内容について調査中であり、上記ア(イ)の行政文書を作成しておらず、結論が出ていない事情について回答する文書を作成するかについては、教育委員会が判断するものであると考えられることから、上記ア(イ)の行政文書が存在しないとの実施機関の説明は納得でき

る。

オ 上記ア（ウ）の行政文書について

当審査会が確認したところ、教育委員会は公開請求時点において上記ア（ウ）の行政文書の提出を受けておらず、上記ア（ウ）の行政文書が存在しないとの実施機関の説明は納得できる。

カ 上記ア（エ）の行政文書について

実施機関は、上記ア（エ）の行政文書は別表２の非公開理由欄に記載の理由により存在しないと説明しており、この説明に反する特段の事情は認められないことから、上記ア（エ）の行政文書は存在しないとの実施機関の説明は納得できる。

## 5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表 1

諮問番号	件名	請求年月日	対象文書（概要）	決定年月日	非公開理由	不服申立て年月日 （異議申立書記載年月日）
565	特定の県立高校に係る文書存否応答拒否の件（その2）	平成19年10月27日	特定日に特定高校の玄関前において、会話の途中、特定教諭が特定人に対して様々な内面への干渉及び不当労働行為を行ったことに対する校長が県へ提出した一切の書面、またその書面を受けて、教職員課が校長に対して指示した内容がわかる書面	平成19年11月21日	公開請求に対し、当該公開請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなると考ええる。したがって、条例第8条の規定により、当該公開請求を拒むこととした。	平成19年11月28日

別表 2

諮問番号	件名	請求年月日	対象文書（概要）	決定年月日	非公開理由	不服申立て年月日 （異議申立書記載年月日）
441	特定の県立高校に係る文書不存在の件（その4 2）	平成19年10月19日	特定日付けの特定高校の校長名の公文書の内容につき、県条例に基づいた正当な権利行使に対し、妨げもしくは圧力をかけるような表記を命じたあるいは指示した教職員課のその事情が明確になった書面もしくは削除、訂正等の補正を命じた書面	平成19年10月31日	教育委員会としては、請求者からの要求に応じ、公開請求で求められている件及びその関係について事実の確認を行い、必要に応じ指導を行うこととしている。しかし、教育委員会は文書内容及び発送について、校長に何ら指示をしていないため、文書は存在しない。したがって、文書不存在による公開拒否とした。	平成19年11月13日
		平成19年10月22日	特定日付けの内部告発について校長から何らきちんとした回答が得られず、何度も校長の上司である教職員課職員に書面にて質問等をしているにもかかわらず、未だ1度も回答がない理由を明確にした書面	平成19年10月31日	教育委員会としては、請求者からの要求に応じ、公開請求で求められている件及びその関係について事実の確認を行い、必要に応じ指導を行うこととしている。しかし、本件については、現在調査中であり、校長から口頭により事情を聴いたことはあるが、文書による指導あるいは処分は行っていないため、文書は存在しない。したがって、文書不存在による公開拒否とした。	平成19年11月13日
		平成19年10月22日	特定年度において特定高校の校長が部下に命じ、自分の誕生会を勤務時間内に事務室内で開催された件で、校長に対して教育委員会が指導または処分した内容が分かる書面	平成19年10月31日	教育委員会としては、請求者からの要求に応じ、公開請求で求められている件及びその関係について事実の確認を行い、必要に応じ指導を行うこととしている。しかし、本件については、現在調査中であり、回答しないことを明確にした書面は作成していないため、文書は存在しない。したがって、文書不存在による公開拒否とした。	平成19年11月13日
		平成19年10月22日	特定日付けの特定高校の校長からの公文書の内容に係る教職員課が事前に校長に指示をした内容の分かる書面。また、このような公文書を発送されたにもかかわらず、「事故ではない」と校長に指示した事情の分かる書面	平成19年10月31日	対象文書を作成していないため	平成19年11月13日
		平成19年10月22日	特定日付け特定高校の校長名をもって特定人あてに出された公文書につき、特定人に対して半ば私的な感情等あるいは私的な見解が記されていることに対し、教職員課が校長に指示等がされた事情が明確になった書面	平成19年10月31日	対象文書を作成していないため	平成19年11月13日
560	特定の県立高校に係る文書不存在の件（その160）	平成19年11月4日	特定高校の職員が長年にわたり、電気代の私的流用、廃棄物の処理に係る県費の横領、県民施設の不正使用、ISO14001に係る本来業務の不履行、個人情報保護条例及び現業職種に対する様々な差別があったことについて教育委員会が倫理規程に基づき、公務員の懲戒もしくは分限を行ったことが明確になった書面	平成19年11月19日	教育委員会としては、請求者からの要求に応じ、公開請求で求められている件及びその関係について事実の確認を行い、必要に応じ指導を行うこととしている。しかし、本件については、懲戒、分限を行っていないため、文書は存在しない。したがって、文書不存在による公開拒否とした。	平成19年11月22日

560	特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その160)	平成19年11月5日	特定日付けの公文書につき、教育委員会が校長に対してどのような団体意思を明確にされたのか判断できる文書	平成19年11月19日	対象文書が存在しないため	平成19年11月22日
		平成19年11月9日	特定高校の校長が勤務時間中に職員に出席を命じ、校長の誕生会なるものを行った件につき、教育委員会が校長に対して指導した記録等	平成19年11月19日	教育委員会としては、請求者からの要求に応じ、公開請求で求められている件及びその関係について事実の確認を行い、必要に応じ指導を行うこととしている。しかし、本件については、現在調査中であり、校長から口頭により事情を聞いたことはあるが、文書による指導あるいは処分は行っていないため、文書は存在しない。したがって、文書不存在による公開拒否とした。	平成19年11月22日
563	特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その162)	平成19年11月9日	特定高校の一教員がPTAの皆さんの前で特定職員に対し挨拶を求めた件で、差別的、侮辱的な発言をしたパワーハラスメントに対して校長及び教育委員会が当該職員に指導をしたことの事情が分かる書面	平成19年11月26日	教育委員会としては、請求者からの要求に応じ、公開請求で求められている件及びその関係について事実の確認を行い、必要に応じ指導を行うこととしている。しかし、本件については、現在調査中であり、校長から口頭により事情を聞いたことはあるが、文書による指導あるいは処分は行っていないため、文書は存在しない。したがって、文書不存在による公開拒否とした。	平成19年11月28日
		平成19年11月9日	特定高校において美術科教員が私物を特定職員に洗濯をし干すように強要したパワーハラスメントにつき、校長もしくは教育委員会が指導あるいは処分を行ったこと分かる文書	平成19年11月26日	教育委員会としては、請求者からの要求に応じ、公開請求で求められている件及びその関係について事実の確認を行い、必要に応じ指導を行うこととしている。しかし、本件については、現在調査中であり、校長から口頭により事情を聞いたことはあるが、文書による指導あるいは処分は行っていないため、文書は存在しない。したがって、文書不存在による公開拒否とした。	平成19年11月28日
		平成19年11月9日	特定高校の一教員が教室内にあった鳥の死体を特定職員に片付けるよう指示した職業的差別について校長あるいは教育委員会が指導した文書	平成19年11月26日	教育委員会としては、請求者からの要求に応じ、公開請求で求められている件及びその関係について事実の確認を行い、必要に応じ指導を行うこととしている。しかし、本件については、現在調査中であり、校長から口頭により事情を聞いたことはあるが、文書による指導あるいは処分は行っていないため、文書は存在しない。したがって、文書不存在による公開拒否とした。	平成19年11月28日
564	特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その163)	平成19年11月9日	特定高校の美術科教員が特定職員に対して自作の絵や陶器を買うよう強要したたかり行為の件につき、校長もしくは教育委員会が指導あるいは処分をしたこと分かる文書	平成19年11月26日	教育委員会としては、請求者からの要求に応じ、公開請求で求められている件及びその関係について事実の確認を行い、必要に応じ指導を行うこととしている。しかし、本件については、現在調査中であり、校長から口頭により事情を聞いたことはあるが、文書による指導あるいは処分は行っていないため、文書は存在しない。したがって、文書不存在による公開拒否とした。	平成19年11月28日



別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成19年12月18日	○ 諮問受理（諮問第441号）
平成20年1月17日	○ 諮問受理（諮問第560号及び諮問第563号～第565号）
2月7日	○ 実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
3月7日	○ 実施機関から非公開等理由説明書を受理
4月1日	○ 不服申立人に非公開等理由説明書を送付
6月5日 (第76回部会)	○ 審議
8月19日 (第78回部会)	○ 審議
9月10日 (第79回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金子 正史	同志社大学教授	会長職務代理者
沢藤 達夫	弁護士（横浜弁護士会）	
鈴木 敏子	横浜国立大学教授	部 会 員
玉巻 弘光	東海大学教授	部 会 員
辻山 栄子	早稲田大学教授	
東 玲子	弁護士（横浜弁護士会）	部 会 員
堀部 政男	一橋大学名誉教授	会 長 (部会長を兼ねる)

(平成20年10月10日現在) (五十音順)